「北海道立青少年体験活動支援施設利用規則第７条」

○ 下記のいずれかに該当する利用者は、施設利用料金が免除となります。　ネイパル北見

該当番号	内　容	必要な書類など
第 １ 号	【　就学援助　】 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律による就学奨励を受けている保護者の保護する児童及び生徒	・ Ｉ利用料金免除申請書(学校長の証明) ※ 準要保護家庭は第８号で申請
第 ２ 号	【　特別支援学校・特別支援学級　】 特別支援学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特別支援学級の児童及び生徒並びにその引率者	・ Ｉ利用料金免除申請書(学校長の証明)
第 ３ 号	【　児童福祉施設　】 児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者	・ Ｉ利用料金免除申請書(施設長の証明)
第 ４ 号	【　身体障がい　】 身体障害者福祉法第１５条第４項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者	・ Ｉ利用料金免除申請書 ・ 身体障害者手帳の掲示
第 ５ 号	【　生活保護　】 生活保護法による保護を受けている児童及び生徒	・ Ｉ利用料金免除申請書 ・ 市町村長、福祉事務所長又は民生委員の証明書 ※ 小・中学校の宿泊研修は第１号で申請
第 ６ 号	【　知的障がい　】 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者	・ Ｉ利用料金免除申請書 ※ 施設長の証明又は療育手帳の提示
第 ７ 号	【　精神障がい　】 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者(知的障害者を除く)と判定された者及びその引率者	・ Ｉ利用料金免除申請書 (保険所長、精神保健センターの長等の証明)
第 ８ 号	【　その他　】 その他、北海道教育委員会教育長が必要と認める者(フリースクール等民間の相談・指導施設の引率者等は北海道教育委員会が実施する調査で、調査票を提出している施設に限る)	・ Ｉ利用料金免除申請書 ※準要保護家庭の小・中学生(学校長の証明) ※フリースクール等の引率者(施設長の証明)